

秋田県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、秋田県建設部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹敬久

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
66	十二所花輪大湯線	大館市猿間	
		鹿角市十和田大湯	